

自動車取得税及び自動車税の軽減対象自動車一覧表

ここに掲げられた自動車は、自動車取得税の課税標準が自動車の取得価格から30万円を控除した額となる。(自家用車の場合は税額が1万5千円、営業車の場合は9千円軽減される。)

また、排出ガス性能に応じて自動車税が概ね13～50%軽減される。

かつ低燃費車

自動車税を概ね50%軽減

通称名	排気量(ℓ)	型式指定 番号	車両型式	類別 区分番号	10・15M 燃費値	低排出ガス 認定基準
サクシード	1.496	11479	UB-NCP51V	017	17.0	
				018		
				019		
				020		
				021	15.8	
				022		
				023		
				024		
				026	17.0	
				028	15.8	
		11481	UB-NCP55V	025	16.0	
				026		
				027		
				028		
				029	13.8	
				030		
031						
032						
034	16.0					
036	13.8					
プロボックス	1.298	11478	UB-NCP50V	001	17.4	
				002		
				009		
				010		
				018		
				020		
				005	16.0	
				006		
				013		
				014		
				022		
				024		
	1.496	11479	UB-NCP51V	001	17.0	
				002		
				010		
				012		
				005	15.8	
				006		
				014		
				016		
		11481	UB-NCP55V	001	16.0	
				002		
				009		
				010		
				018		

				020		
				005	13.8	
				006		
				013		
				014		
				022		
				024		

かつ低燃費車

自動車税を概ね25%軽減

通称名	排気量(リットル)	型式指定番号	車両型式	類別 区分番号	10・15M 燃費値	低排出ガス 認定基準
該当車なし						

かつ低燃費車

自動車税を概ね13%軽減

通称名	排気量(リットル)	型式指定番号	車両型式	類別 区分番号	10・15M 燃費値	低排出ガス 認定基準
カローラ スプリンター	1.331	10675	TB-EE102V	001	17.8	
				002		
				009		
				010		
				013		
				014		
				025		
				026		
				029		
				030		

- 注：1 同一型式であっても、仕様によって一部軽減対象とならない場合があるので、自動車販売店等での確認が必要。
- 2 燃費の単位はkm/L。同一型式内に複数燃費値があるものは、新燃費基準を満足しているもののみ記載。
- 3 燃費基準は重量毎に異なるため、同一型式であっても重量によって適用される燃費基準が異なることがある。

(参考)新燃費基準の値
<ガソリン貨物車>

区 分				燃費基準値 (km/L)
自動車の種別	変速装置の方式	車両重量	自動車の構造	
車両総重量が1.7トン以下のもの	手 動 式	1,016kg未満		17.8
		1,016kg以上		15.7
	手動式以外のもの	1,016kg未満		14.9
		1,016kg以上		13.8
車両総重量が1.7トン超2.5トン以下のもの	手 動 式	1,266kg未満	構造 A	14.5
			構造 B	12.3
		1,266kg以上1,516kg未満		10.7
		1,516kg以上		9.3
	手動式以外のもの	1,266kg未満	構造 A	12.5
			構造 B	11.2
		1,266kg以上		10.3

<ディーゼル貨物車>

区 分				燃費基準値 (km/L)
自動車の種別	変速装置の方式	車両重量	自動車の構造	
車両総重量が1.7トン以下のもの	手 動 式			17.7
	手動式以外のもの			15.1
車両総重量が1.7トン超2.5トン以下のもの	手 動 式	1,266kg未満	構造 A	17.4
			構造 B	14.6
		1,266kg以上1,516kg未満		14.1
	手動式以外のもの	1,516kg以上		12.5
		1,266kg未満	構造 A	14.5
			構造 B	12.6
		1,266kg以上1,516kg未満		12.3
		1,516kg以上1,766kg未満		10.8
		1,766kg以上		9.9

備考

1. 「車両総重量」とは、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令67号）第1条第4号に規定する積車状態における重量をいう。
2. 「車両重量」とは、道路運送車両の保安基準第1条第3号に規定する空車状態における重量をいう。
3. 「構造 A」とは、次に掲げる要件のいずれにも該当する構造をいう。
 - イ. 最大積載量を車両総重量で除した値が0.3以下となるものであること。
 - ロ. 乗車装置及び物品積載装置が同一の車室内に設けられており、かつ、当該車室と車体外とを固定された屋根、窓ガラス等の隔壁により仕切られるものであること。
 - ハ. 運転者室の前方に原動機を有し、かつ、前軸のみに動力を伝達できるもの又は前軸及び後軸のそれぞれ一軸以上に動力を伝達できるもの（後軸に動力を伝達する場合において前軸からトランスファ及びプロペラ・シャフトを用いて後軸に動力を伝達するものに限る。）であること。
4. 「構造 B」とは、構造 A 以外の構造をいう。